



長崎県公報

目 次

◎ 条 例	所管課(室)名
○長崎県動物愛護管理員設置条例	生活衛生課
○長崎県流域下水道条例の一部を改正する条例	水環境対策課
○長崎県安心こども基金条例の一部を改正する条例	こども未来課
○長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	こども家庭課
○都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例	都市政策課
○警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例	警察本部警務課

条 例

長崎県動物愛護管理員設置条例をここに公布する。

令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第37号

長崎県動物愛護管理員設置条例

(動物愛護管理員の設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。次条において「法」という。）第37条の3第1項の規定により、動物愛護管理員を置く。

2 動物愛護管理員は、獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有する県の職員のうちから知事が任命する。

(動物愛護管理員が行う事務)

第2条 動物愛護管理員が行う事務は、法第37条の2第2項各号に掲げる業務に係る事務とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第38号

長崎県流域下水道条例の一部を改正する条例

長崎県流域下水道条例（平成11年長崎県条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 県民の生活環境の改善に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全を図るため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の22第1項の規定に基づき、流域下水道を設置するとともに、法第25条の30第1項	(趣旨) 第1条 県民の生活環境の改善に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全を図るため、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第25条の10第1項の規定に基づき、流域下水道を設置するとともに、法第25条の18第1項

<p>において準用する法第7条第2項及び法第21条第2項の規定により、流域下水道の構造についての技術上の基準及び終末処理場の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)</p> <p>第4条 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第6条において同じ。）に共通する構造について法第25条の30第1項において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(排水施設の構造の基準)</p> <p>第5条 排水施設の構造の基準について法第25条の30第1項において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(処理施設の構造の基準)</p> <p>第6条 終末処理場の処理施設の構造について法第25条の30第1項において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、第4条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第8条 法第25条の30第1項において準用する法第21条第2項の規定による流域下水道の終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>において準用する法第7条第2項及び法第21条第2項の規定により、流域下水道の構造についての技術上の基準及び終末処理場の維持管理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(排水施設及び処理施設に共通する構造の基準)</p> <p>第4条 排水施設（これを補完する施設を含む。次条において同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。第6条において同じ。）に共通する構造について法第25条の18第1項において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(排水施設の構造の基準)</p> <p>第5条 排水施設の構造の基準について法第25条の18第1項において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(処理施設の構造の基準)</p> <p>第6条 終末処理場の処理施設の構造について法第25条の18第1項において準用する法第7条第2項の条例で定める技術上の基準は、第4条に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第8条 法第25条の18第1項において準用する法第21条第2項の規定による流域下水道の終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>
--	--

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）附則第1条本文に規定する日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

長崎県安心子ども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第39号

長崎県安心子ども基金条例の一部を改正する条例

長崎県安心子ども基金条例（平成21年長崎県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和7年9月30日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>令和6年9月30日</u>限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第40号

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

長崎県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年長崎県条例第76号）の一部を次のように改

正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、全国乳児福祉協議会が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉施設長資格認定講習課程を修了したもの</p> <p>ア <u>法第12条の3第2項第6号に規定する児童福祉司</u> (以下「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u> (法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間</p> <p>イ <u>社会福祉主事</u>となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間</p> <p>ウ 略</p> <p>2 略</p>	<p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第29条 乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、全国乳児福祉協議会が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であって、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 知事が前3号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であって、次に掲げる期間の合計が3年以上であるもの又は社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う社会福祉施設長資格認定講習課程を修了したもの</p> <p>ア <u>法第12条の3第2項第4号に規定する児童福祉司</u> (以下「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u> (国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間</p> <p>イ <u>社会福祉主事</u>となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間</p> <p>ウ 略</p> <p>2 略</p>

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長 (以下この項において「乳児院等の長」という。)として勤務している者については、この条例による改正後の長崎県児童福祉施設の設定及び運営の基準に関する条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第41号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例 (平成15年長崎県条例第28号) の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法 (昭和43年法律第100号。以下「法」という。)、<u>都市計画法施行令</u> (昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)<u>及び都市計画法施行規則</u> (昭和44年建設省令第49号)に定めるもののほか、市街化調整区域に係る開発行為等の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第3条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、市町村の申出に基づく区域のうち、次の各号のいずれにも該当する区域とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、都市計画法 (昭和43年法律第100号。以下「法」という。)<u>及び都市計画法施行令</u> (昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)<u>に定めるもののほか、市街化調整区域に係る開発行為等の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第3条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、市町村の申出に基づく区域のうち、次の各号のいずれにも該当する区域とする。</p>

<p>(1) 次に掲げる区域</p> <p>ア 政令第29条の9に掲げる区域を含まない土地の区域 (ただし、政令第29条の9に掲げる区域であっても、都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例施行規則(平成17年長崎県規則第47号。以下「規則」という。)で定める区域は、これを含む。)</p> <p>イ その他規則で定める区域を含まない区域</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為の区域等)</p> <p>第5条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、市街化調整区域のうち、<u>第3条第1項第1号ア</u>に掲げる土地の区域で行う開発行為であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物の新築等)</p> <p>第6条 政令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更(以下「新築等」という。)又は第1種特定工作物の新設は、市街化調整区域のうち<u>第3条第1項第1号ア</u>に掲げる土地の区域で行う場合であって、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1) 政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域又はその他規則で定める区域を含まない区域</p> <p>(2)～(6) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(法第34条第12号の条例で定める開発行為の区域等)</p> <p>第5条 法第34条第12号の規定により条例で定める開発行為は、市街化調整区域のうち、<u>政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域以外の区域</u>で行う開発行為であって、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(政令第36条第1項第3号ハの条例で定める建築物の新築等)</p> <p>第6条 政令第36条第1項第3号ハの規定により条例で定める建築物の新築、改築若しくは用途の変更(以下「新築等」という。)又は第1種特定工作物の新設は、市街化調整区域のうち<u>政令第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域以外の区域</u>で行う場合であって、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
---	--

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行日前に都市計画法第29条、第35条の2又は第43条の規定によりされた許可の申請であって、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに係る許可の基準については、この条例による改正後の第3条、第5条及び第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年10月15日

長崎県知事 中村 法道

長崎県条例第42号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例(昭和29年長崎県条例第24号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後			改正前		
別表			別表		
署名	位置	管轄区域	署名	位置	管轄区域
略			略		
長崎県佐世保警察署	佐世保市	佐世保市の内、木場田町、比良町、万徳町、天満町、八幡町、高砂町、相生町、谷郷町、城山町、宮田町、保立町、中通町、福田町、清水町、石坂町、折橋町、梅田町、俵町、松山町、浜田町、常盤町、松浦町、熊野町、湊町、柴町、宮地町、花園町、名切町、山手町、田代町、烏帽子町、上町、元町、泉町、園田町、長尾町、東大久保町、西大久保町、矢岳町、平瀬町、金比良町、御船町、今福町、鵜渡越町、春日町、赤木町、横尾町、桜木町、小島町、神島町、立神町、赤崎町、島瀬町、本島町、宮崎町、京坪町、光月町、島地町、山県町、下京町、上京町、三浦町、戸尾町、白南風町、潮見町、松川町、勝富町、峰坂	長崎県佐世保警察署	佐世保市	佐世保市の内、木場田町、比良町、万徳町、天満町、八幡町、高砂町、相生町、谷郷町、城山町、宮田町、保立町、中通町、福田町、清水町、石坂町、折橋町、梅田町、俵町、松山町、浜田町、常盤町、松浦町、熊野町、湊町、柴町、宮地町、花園町、名切町、山手町、田代町、烏帽子町、上町、元町、泉町、園田町、長尾町、東大久保町、西大久保町、矢岳町、平瀬町、金比良町、御船町、今福町、鵜渡越町、春日町、赤木町、横尾町、桜木町、小島町、神島町、立神町、赤崎町、島瀬町、本島町、宮崎町、京坪町、光月町、島地町、山県町、下京町、上京町、三浦町、戸尾町、白南風町、潮見町、松川町、勝富町、峰坂

	<p>町、祇園町、高天町、須佐町、小佐世保町、高梨町、白木町、山祇町、須田尾町、大宮町、東山町、大黒町、稲荷町、福石町、干尽町、若葉町、木風町、藤原町、天神町、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、天神五丁目、十郎新町、崎辺町、前畑町、東浜町、大和町、白岳町、大岳台町、沖新町、日宇町、黒髪町、ひうみ町、塩浜町、新港町、万津町、庵浦町、俵ヶ浦町、野崎町、船越町、下船越町、小野町の一部（市道鶴渡越弓張線及び市道鶴渡越鹿子前線以東の区域）、母ヶ浦町の一部（市道鶴渡越鹿子前線以東の区域）、長坂町の一部（観音堂西側三差路から親鸞聖人像に至る道路以北の区域）、原分町、田原町、知見寺町、楠木町、大野町、松瀬町、矢峰町、松原町、瀬戸越町、瀬戸越一丁目、瀬戸越二丁目、瀬戸越三丁目、瀬戸越四丁目、小舟町、上柚木町、筒井町、柚木町、柚木元町、潜木町、高花町、戸ヶ倉町、里美町、川谷町、下宇戸町</p>		<p>町、祇園町、高天町、須佐町、小佐世保町、高梨町、白木町、山祇町、須田尾町、大宮町、東山町、大黒町、稲荷町、福石町、干尽町、若葉町、木風町、藤原町、天神町、天神一丁目、天神二丁目、天神三丁目、天神四丁目、天神五丁目、十郎新町、崎辺町、前畑町、東浜町、大和町、白岳町、大岳台町、沖新町、日宇町、黒髪町、塩浜町、新港町、万津町、庵浦町、俵ヶ浦町、野崎町、船越町、下船越町、小野町の一部（市道鶴渡越弓張線及び市道鶴渡越鹿子前線以東の区域）、母ヶ浦町の一部（市道鶴渡越鹿子前線以東の区域）、長坂町の一部（観音堂西側三差路から親鸞聖人像に至る道路以北の区域）、原分町、田原町、知見寺町、楠木町、大野町、松瀬町、矢峰町、松原町、瀬戸越町、瀬戸越一丁目、瀬戸越二丁目、瀬戸越三丁目、瀬戸越四丁目、小舟町、上柚木町、筒井町、柚木町、柚木元町、潜木町、高花町、戸ヶ倉町、里美町、川谷町、下宇戸町</p>
略		略	

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表(八二四)一一一
直通(八九五)二二四

印刷所
印刷人
長崎市弥生町八番三十号

株式会社
岩永泰明
岩永印刷所